

\*\*\*\*\*

# 定 款

\*\*\*\*\*

医療法人社団 たつき会 菅田医院

平成11年	5月15日	設立総会
平成11年	7月27日	知事認可
平成11年	8月18日	法人記録（設立）
平成18年	12月30日	改訂
平成20年	3月10日	改訂
平成22年	9月 8日	改訂
平成23年	7月 7日	改訂
平成26年	1月31日	改訂
平成26年	3月11日	改訂
平成28年	6月20日	改訂
令和 2年	9月29日	改訂
令和 4年	10月14日	改訂

# 定 款

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人社団 たつき会 菅田医院と称する。

第2条 本社は、事務所を広島県呉市川尻町東一丁目21番1号におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

医療法人社団 たつき会 菅田医院  
広島県呉市川尻町東一丁目21番1号

第5条 本社は、前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。

(1) 地域密着型通所介護事業所の運営

医療法人社団 たつき会 菅田医院  
デイサービスセンターつばき  
広島県呉市川尻町東一丁目21番10号

(2) 居宅介護支援事業所の運営

医療法人社団 たつき会 菅田医院  
居宅介護支援事業所さつき  
広島県呉市安浦町内海北六丁目3番20号

(3) 有料老人ホームの設置

医療法人社団 たつき会 菅田医院  
介護付き有料老人ホームつつじ  
広島県呉市安浦町内海北六丁目3番20号

(4) 認知症対応型共同生活介護事業所の運営

医療法人社団 たつき会 菅田医院  
グループホームあかね  
広島県呉市安浦町内海北六丁目3番20号

(5) 通所介護事業所の運営

医療法人社団 たつき会 菅田医院  
デイサービスセンターすみれ  
広島県呉市安浦町内海北六丁目3番20号

### 第3章 資産及び会計

第6条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第7条 本団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第8条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。

第9条 本団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第10条 本団の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第11条 本団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

2 本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を市長に届け出なければならない。

第12条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

### 第4章 社員

第13条 本団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第14条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第15条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することが出来る。

第16条 社員資格を喪失した者は、払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる。

## 第5章 社員総会

第17条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回、5月及び7月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第18条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第19条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

第 20 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 21 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 22 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 23 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につき議決権を行使することができない。

第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第 25 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

## 第 6 章 役員

第 26 条 本団に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内  
うち理事長 1名

(2) 監事 1名

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。

3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第 28 条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 2 理事長は本社の業務を執行し、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 本社の業務を監査すること。
  - (2) 本社の財産の状況を監査すること。
  - (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
  - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを市長、社員総会又は理事会に報告すること。
  - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
  - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する診療所（指定管理者として管理する診療所を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第29条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

第31条 役員報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本社との取引
  - (3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第7章 理事会

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第35条 理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第36条 理事会の議長は、理事長とする。

第37条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 39 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

第 40 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、呉市長の認可を得なければ変更することができない。

## 第 9 章 解散、合併及び分割

第 41 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、呉市長の認可を受けなければならない。

第 42 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、呉市長にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 43 条 本会社が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

第 44 条 本社は、総社員の同意があるときは、呉市長の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第 45 条 本社は、総社員の同意があるときは、呉市長の認可を得て、分割

することができる。

## 第10章 雑則

第46条 本社の公告は、官報によって行う。

第47条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

### 附則

(施行期日)

第1条 この定款は、広島県知事の認可の日から施行する。

(最初の役員)

第2条 本社の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長・・・菅田 宗樹

理事・・・菅田 正樹

理事・・・菅田 壽子

監事・・・菅田 裕美

(当初の会計年度)

第3条 本社の最初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年5月31日までとする。

(最初の役員の任期)

第4条 本社の設立当初の役員の任期は、第17条の規定にかかわらず、平成12年5月31日までとする。

① 附則（平成18年12月30日呉市長認可）

この定款の変更は、呉市長の変更の認可の日から施行する。

② 附則（平成20年 3月10日呉市長認可）

この定款の変更は、呉市長の変更の認可の日から施行する。

③ 附則（平成22年 9月 8日呉市長認可）

この定款の変更は、呉市長の変更の認可の日から施行する。

④ 附則（平成23年 7月 7日呉市長認可）

この定款の変更は、呉市長の変更の認可の日から施行する。

⑤ 附則（平成26年 1月31日呉市長認可）

この定款の変更は、呉市長の変更の認可の日から施行する。

⑥ 附則（平成26年 3月11日呉市長認可）

この定款の変更は、呉市長の変更の認可の日から施行する。

⑦ 附則（平成28年 6月20日呉市長認可）

この定款の変更は、呉市長の変更の認可の日から施行する。

⑧ 附則（令和 2年 9月29日呉市長認可）

この定款の変更は、呉市長の変更の認可の日から施行する。

⑨ 附則（令和 4年10月14日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更の認可の日から施行する。